

ハラスメントへの対応について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年3月24日)

このたびは、学生がハラスメントを受けた際の対応について伺いたく、メールいたしました。

学生が大学内で何らかのハラスメントを受けた際、大学内で開かれたハラスメント講習の講師の方や、実際に相談した窓口の方は、解決には半年から1年程度を要するとおっしゃっていました。

また、学年が最終学年などであれば、解決の前に相談者か加害者が卒業してしまう恐れもあるという趣旨のことも言われました。

現状では、ハラスメントの被害を受けた学生が、教員や学校に相談するモチベーションが下がってしまう恐れがあります。

また、あたかも大学がハラスメントを受けた学生が相談することを遠回しに拒んでいる、もしくは抑制しているようにも見えます。

①ハラスメントの対応は慎重を要し、事実関係の確認など手間もかかります。それでも、学生のハラスメント被害に対してより迅速に解決に向けて動くことはできないでしょうか。

②また、大学内でハラスメントの被害について相談した場合、対応に当たるのは教員かと思えます。

これでは、ハラスメント被害者の救済や加害者を処罰する際において大学内の政治や人間関係が影響してしまう恐れもあります。

大学でのハラスメントの対応を第三者に依頼することはできないでしょうか。

お忙しい中恐れ入りますが、ご回答いただけますと幸いです。

【回答】(回答日:2023年4月6日)

(回答部署:公正調査監査室、人事部人事・労務課)

① 被害者が迅速な解決を求めのお気持ちはそのとおりだと思いますが、ご記載されているとおり、ハラスメントの対応は慎重を要し、事実関係の確認など手間もかかります。それは、ハラスメントの調査や処分にあたっては、事実関係の確認や手続き等について瑕疵がないよう、慎重な対応が求められるため、被害を受けたとされる方だけでなく、加害者とされた方や、第三者等からも聞き取りを行うなどの必要があります。大学として、可能な限り迅速な解決に努めてまいります。公正さを担保する観点からも、ご理解いた

だきたいと思います。

- ② ハラスメントの被害について相談する場合、部局の相談窓口や全学の相談窓口において、教員以外の職員に相談することが可能です。また、ハラスメントの調査には弁護士等の学外委員を含めるよう努めることが求められており、教員の処分に当たっては全学の教育研究評議会で審査することとなっております。本学のハラスメント制度においてはあくまで本学が対応するものとなっておりますが、公正を期すようにいたしております。